

転載利用の対象

大腸癌研究会（以下、本会）が著作権を有する著作物（ガイドライン、規約等の出版物）について、著作権法第 32 条第 1 項に定める引用の範囲を超えて文章・図表等を利用する場合には、利用者の所属、利用目的、利用形態に関わらず転載利用に該当します。ご利用にあたっては事前に本会ならびに出版社への許諾申請が必要となります。

【転載に該当する主な例】

- 出版社等が印刷物（電子書籍を含む）に掲載する場合
- 出版社等が電子利用（Web・e-learning・動画・アプリ等への掲載）する場合
- 製薬企業、製造販売企業その他営利を目的とする団体が、印刷物に掲載する場合
- 製薬企業、製造販売企業その他営利を目的とする団体が、電子利用（Web・e-learning・動画・アプリへの掲載・その他電子データとして配布・共有）する場合※

※企業からの依頼で行う講演・セミナーで使用するスライドや Web 記事等への著作物の利用は営利目的での使用に該当し、許諾申請が必要となります。